

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	[19,329,232]	流動負債	[4,315,635]
現金及び預金	18,047,330	買掛金	206,272
売掛金	402,111	短期借入金	1,700,000
商貯蔵品	115	未払金	1,188,344
前払費用	2,328	未払費用	12,263
未収収益	250,483	未払法人税等	790,581
未収入金	32,136	前受金	175,217
その他の流動資産	593,735	預り金	114,419
	990	賞与引当金	128,534
固定資産	[14,075,778]	固定負債	[5,741,292]
有形固定資産	(11,861,277)	長期借入金	3,000,000
建物	5,134,362	長期預り保証金	1,952,265
構築物	34,416	退職給付引当金	719,007
工具器具備品	295,739	役員退職慰労引当金	70,020
土地	5,367,489		
建設仮勘定	1,029,270		
無形固定資産	(59,450)	負債合計	10,056,927
ソフトウェア	59,450	純資産の部	
電話加入権	0	株主資本	[23,348,082]
投資その他の資産	(2,155,049)	資本金	(100,000)
投資有価証券	510	資本剰余金	(20,908,108)
長期差入保証金	1,720,756	資本準備金	100,000
長期前払費用	3,437	その他資本剰余金	20,808,108
ゴルフ会員権	3,100	利益剰余金	(2,339,974)
繰延税金資産	425,745	その他利益剰余金	2,339,974
その他の投資	1,500	繰越利益剰余金	2,339,974
		(うち当期純利益)	(2,339,954)
		純資産合計	23,348,082
資産合計	33,405,010	負債・純資産合計	33,405,010

個 別 注 記 表

当社の計算書類個別注記表は、会社計算規則第 98 条第 2 項第 1 号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007 年 3 月 31 日以前に取得したもの……旧定額法

ロ. 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの……定額法

(2) 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためです。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税額等は次の通り処理しております。

イ. 販売用不動産……………取得原価へ算入

ロ. 固定資産……………発生事業年度の期間費用

(2) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。)に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。